

令和6年度第3回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和6年8月5日（木）午後3時20分
仙台第4合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、桑原委員、高橋委員、柳井委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、大宮委員、齋藤委員、
新関委員

使用者代表

阿部（昌展）委員、飯野委員、稲妻委員、半沢委員

開 会

補 佐

ただいまから、令和6年度第3回、宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願いいたします。また、審議は会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

はじめに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

事前に、佐藤委員が欠席の旨、報告いただいております。

本日は、

公益代表委員 5名

労働者代表委員 5名

使用者代表委員 4名

以上 14名 が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

補 佐

それでは議事に入りますので、議事進行は会長にお願いいたします。

熊谷会長

それでは、議題（1）「宮城県最低賃金の改正について」に入ります。

6月28日の第1回の審議会において、専門部会の審議は、労使「全会一致」の決議をもって審議会の決議とすることとしたところです。本日の審議会は、午前で開催しました第4回専門部会の決議が全会一致でなかったため、本審議会で採決することとしたものです。

熊谷会長

皆様に採決をお願いするのは、専門部会報告書になります。専門部会報告書を取りまとめた経過等につきまして、専門部会の部長でもありました私から説明します。専門部会を7月29日(月)から本日までの間、4回開催し、第1回から本年度の最低賃金の引き上げ額などについての審議を開始し、審議を繰り返しました。

しかし、労使代表委員で金額の開きがあり、これ以上の進展は難しいものと考え、公益委員見解として、宮城県最低賃金を923円から5.4%、50円引上げ、973円をお示しました。

その理由ですが、

- 1 労働者の生計費については、近年、仙台市の消費者物価指数は、全国より常に高くなっており、本年6月は3.2%と全国の消費者物価指数2.8%を0.4ポイント上回っていることから、公表されていない仙台市の生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数についても全国の値である5.4%を上回る水準であると考えられる。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが必要である。
- 2 賃金について、春季賃上げ妥結状況等における賃金引上げ結果に関していずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①②における宮城を含むBランクの今年の賃金上昇率が2.4%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。
- 3 通常の事業の賃金支払能力については、価格転嫁率等が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状

況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、宮城県最低賃金を923円から5.4%、50円引上げ、973円ことが適当である。

なお、引上げ率は、Aランクよりも高いため、首都圏等との地域間格差が比率の面で縮小することにも配慮したものです。以上です。

この公益委員見解は、第4回専門部会で採決いたしました。

採決の結果、賛成多数となり、専門部会報告書を取りまとめました。

事務局で、専門部会報告書(写)を準備の上、各委員にお配りし、読み上げてください。

(事務局より各委員等に専門部会報告書(写)を配付する。)

指 導 官 読み上げます。

令和6年8月5日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城地方最低賃金審議会
宮城県最低賃金専門部会
部会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和6年6月28日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、労使双方の委員より、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げの原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、業務改善助成金等の政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層の強化すること。
- 2 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。
- 3 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進する等、抜本的な対策に取り組むこと。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	小幡	佳緒里
	熊谷	真宏
	柳井	雅也
労働者代表委員	阿部	祥大
	大宮	正巳
	新関	直人
使用者代表委員	飯野	守
	稲妻	敏行
	半沢	章

別紙

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間973円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

以上です。

熊谷会長 これから本審議会として、専門部会報告書の採決を行います。労働者側、使用者側でそれぞれ採決に向けた協議が必要かと思えますので、ここで審議会を休会としたいと思えます。また、協議の後、審議会を再開したいと思えます。
よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

補佐 審議会は休会となりましたので。傍聴人の皆様は再開までお待ちいただきますよう、お願いいたします。

賃金室長 控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。
御案内は、私が公益委員を、伊藤賃金指導官が労働者側委員を、内海補佐が使用者側委員を、それぞれ担当させていただきます。

(各委員は各控室に一旦移動。協議後、審議会会場に再入場。)

補佐 審議会を再開いたしますので、改めて傍聴人の皆様にお知らせいたします。

～ 再開 ～

熊谷会長 それでは審議会を再開します。
本審議会として宮城県最低賃金について、専門部会報告書のとおりとするかどうか、採決を行います。
当報告書のとおりとすることに、賛成の方は挙手をお願いします。
事務局で確認してください。

(賛成の委員が挙手)

賃金室長 公益委員 4 名、労働者側委員 4 名、使用者側委員 1 名
賛成が 9 名です。

熊谷会長 次に、反対の方は挙手をお願いします。
事務局で確認してください。

(反対の委員が挙手)

賃金室長 公益委員 0 名、労働者側委員 1 名、使用者側委員 3 名
反対が 4 名です。

熊谷会長 それでは、採決の結果を報告します。
賛成 9 名、反対 4 名で賛成多数ですので、最低賃金審議会令第5条第3項により、本専門部会報告書の内容で答申とすることに決しました。

熊谷会長 事務局で、答申文(案)を作成してください。
事務局で準備いたします間、5分程度休会といたします。

～ 休会 ～

熊谷会長 それでは再開します。事務局で答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

指 導 官 読み上げます。

令和6年8月5日

宮城労働局長
小宅 栄作 殿

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和6年6月28日付け宮労発基 0628 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

なお、次の事項について、政府に対し要望する。

以下、報告書の内容と同一でございますので、省略をさせていただきます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございました。
答申文の内容につきましては、こちらでよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、局長に答申したいと思います。事務局は答申文の写しを委員、傍聴の方などに配布してください。

（事務局より答申文（写）を、各委員、傍聴人、記者に配布）

（熊谷会長より局長に答申文を手交）

熊谷会長 ここで、宮城労働局長より御挨拶を頂戴したいと思います。よ

ろしくお願いします。

局長 一言御礼申し上げたいと思います。皆様には、重要な最低賃金の改正につきまして、非常に熱心に御議論いただきまして、本日答申をいただきました。これまで御議論いただいたことに関して御礼申し上げます。ありがとうございました。

その過程におきまして、生産性の改善の問題ですとか、あるいは経営改善への支援ですとか、あるいは価格転嫁の問題ですとか、いろんな御議論いただきました。これにつきましても、それを踏まえて対応してまいりたいと思います。

後ほど詳しく御説明いたしますが、本日いただきました答申の内容を公示するといった手続きがございますので、それについては速やかに行いまして、できるだけ早期に最低賃金の改正ができますように、また、その周知につきましても十分に行っていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、短い時間の中で大きな問題につきまして、熱心に御議論いただきましたことにつきまして、御礼申し上げます。ありがとうございました。

熊谷会長 ありがとうございました。
今後の発効日までの日程について事務局から御説明願います。

賃金室長 本日の答申につきまして、その要旨を本日中に公示いたします。その場合、関係労使からの異議の申出の締切日は8月20日(火)となります。

この期間中に異議があった場合、その取扱いを決める本審を、8月21日(水)に開催する予定となっております。

なお、以上の予定で審議が進みますと、10月1日に発効する予定です。

皆様、本当にありがとうございました。

各委員 (了承)

熊谷会長 次に、議題(2)「その他」ですが、事務局からお願いします。

賃金室長 次回の審議会は、8月21日(水)の午前10時に開催する予定です。日程の確保をお願い申し上げます。

場所は本日と同じ仙台第4合同庁舎2階共用会議室になる予定です。

委員の皆様には、御出席方よろしくお願いたします。

各委員 (了承)

熊谷会長 それでは、本日の審議会はこれで終了します。

閉会